

# 山根史子議員 一般質問 答弁

抜粋

## — 性の多様性について —



山根氏主催の「LGBT×ライブ」勉強会



10/4(火) 埼玉新聞



LGBT結婚式でのスピーチ

### 山根議員 質問

◎愛媛県の中学校では、全校生徒が性的少数者の講演を聞き、生徒自身が地域に向き講演や文化祭の劇のテーマで発表をしている。埼玉県でも義務教育で性の多様性に触れる機会を設けるべきである。

◎横浜市では、性的少数者が気軽に訪れ自分らしく過ごすことのできる交流スペースを設けるとともに、臨床心理士による性的少数者の方や家族、性的少数者の生徒に関わる教員の個別相談も受けている。埼玉県でも専門家のいる相談窓口の開設と交流スペース等の設置をすべきである。

◎性的少数者は、カミングアウト、告白が出来ず情報収集やコミュニティの場としてネット、SNSを活用する方が多い。「よりよいホットライン」は24時間電話相談を受け、「性別や同性愛にかかわる相談」の窓口を設けている。埼玉県でも、当事者によりそうした相談体制を早急に整えるべきである。

◎一人ひとりを認め合い自分らしく生きることの出来る社会を実現するには、教育、労働、福祉、医療等の分野で、性的少数者の方々へ配慮する意識を浸透させる必要がある。埼玉県でも、性的少数者の当事者、支援団体、学識経験者などから構成される協議会を設置し実態調査に努めるべきである。

べきである。

◎性的少数者の方への差別を解消するための条例は、一人ひとり誰もが認め合い、生きることへの希望が持てる社会の実現に向けて不可欠である。条例制定に向けた取り組みについて知事に見解を伺う。

### 上田知事 答弁

性的少数者、いわゆるLGBTに対する偏見や差別的な扱いについては当然あってはならない。国連では2011年6月に「同性愛者の人権を支持する決議」が採択され、2014年12月には国際オリンピック委員会、オリンピック憲章の差別禁止項目に「性的指向による差別禁止」を加え、性の多様性を認めることは世界的な潮流になっている。10年前であれば私もこのLGBTと言われたら何のことかというところだったかもしれないが、ここ5、6年大きく変化したのではないかと認識している。県でも、人権擁護委員や企業の人事担当者を対象とした研修会や啓発冊子においてLGBTの問題を取り上げるなど啓発活動を行っている。現在、国において「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が国会に提出され、継続審議になっている。この法律案には、差別禁止、国や地方公共団体の機関などで構成される協議会の設置などが盛り込まれている。県として、この法律案の審議の動向を見守ると

もに当事者や有識者からのお話を伺ったり、県民の意識調査を実施したりするなど実情の把握と課題の整理に努め、条例制定の準備を進めていきたい。

### 稲葉県民生活部長 答弁

電通調査では約7万人の調査対象者のうち7.6%、約13人に一人が自分分はLGBTであると答えている。LGBTの方などからの悩みごとの相談は、精神保健福祉センターや男女共同参画推進センターなどにおいて様々な相談の一つとして対応している。現在の相談件数はまだ年間数件にとどまっていることから、啓発パンフレットや県ホームページなどにより相談窓口の周知に努めている。さらに、相談窓口についてお知らせする携帯用カードなども作成し、より一層の周知を図ってまいります。SNS、たとえばツイッターやフェイスブックなどは、情報収集や当事者同士のコミュニケーションには有効な手段と考えられますが、SNSは内容が第三者にも閲覧できる可能性があり、プライバシーに関わる相談業務に利用することは適切ではない。まず、現状の相談窓口の周知を図ることが先決です。そして、悩んでいる方を一人でも多く相談に結びつけます。今後、この相談窓口の利用状況を踏まえ、相談体制の拡充も検討します。